

○西条市プール設置及び管理条例施行規則

平成18年3月28日

規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、西条市プール設置及び管理条例（平成16年西条市条例第103号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用券の交付)

第2条 条例第3条第1項の規定による使用券（別記様式）の交付は、使用料の納付と引き換えにこれを行う。

(入場及び使用の禁止)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者は、プールへの入場又は使用を禁止することができる。

- (1) 泥酔者及び他人に迷惑を及ぼすおそれのある者
- (2) 感染性疾患にかかっている者及びそのおそれのある者
- (3) 保護者の同伴のない小学3年生以下の児童及び幼児
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める者

(読替規定)

第4条 条例第8条第1項の規定によりプールの管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第2条中「別記様式」とあるのは「指定管理者が定めるもの」と読み替えるものとする。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に廃止前の西条市プール設置及び管理条例施行規則（平成16年西条市教育委員会規則第39号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別記様式(第2条関係)

番 号	月 日	時 刻	金 額
西条市西条運動公園総合プール使用券			
(きりはなし無効)			
領収書			
注 意 事 項			
西 条 市 会 計 員			

番 号	月 日	時 刻	金 額
西条市東予運動公園プール使用券			
(きりはなし無効)			
領収書			
注 意 事 項			
西 条 市 会 計 員			

別記様式（第2条関係）